

自然科学研究機構分子科学研究所招へい研究員受入取扱要領

平成16年11月 5日
分子科学研究所長決定

(目的)

第1 この要領は、自然科学研究機構分子科学研究所（岡崎共通研究施設にあっては、分子科学研究所が緊密な連係及び協力を行う共通研究施設を含む。以下「研究所」という。）において、研究所の研究に協力させ、もって研究所の発展に資するため、研究所の研究部門等の責任において運営費交付金等を用いて招へいする研究員（以下「招へい研究員」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(招へい手続き)

第2 研究所に招へい研究員として受け入れる場合の手続きは、招へいを行う研究部門等が行うものとし、出張の手続きにより行うものとする。

(受入期間)

第3 招へい研究員の受入期間は、出張日程の範囲内とする。

(受入れの中止等)

第4 研究所長は、招へい研究員が次の各号の一に該当するときは、当該招へい研究員の受入れを中止、又は取り消すことができる。

(1) 研究所の規則その他の遵守事項に違反したと認められるとき。

(2) その他研究に従事することが適当でないと認められるとき。

(施設等の利用)

第5 招へい研究員は、特に定めのある場合を除き、受入れに係る研究教育職員又は年俸制職員（特任教員）が研究上必要と認めたときは、研究所の施設及び設備等（以下「施設等」という。）の管理責任者の許可を得て、当該施設等を利用することができる。

(事故による傷病の治療等)

第6 招へい研究員は、研究従事中に自らの責に帰すべき事由により発生した事故による傷病の治療を要した場合は、その費用を負担するものとする。

(弁償の請求)

第7 研究所長は、招へい研究員が研究所の施設等を、自らの責に帰すべき事由により滅失又は毀損したときは、当該招へい研究員に弁償を請求することができる。

(規程等の遵守)

第8 招へい研究員は、自然科学研究機構が定める規程等、関係法令及び指示を遵守しなければならない。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、招へい研究員の受入れに関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

この要領は，平成16年11月5日から施行し，平成16年9月1日から適用する。

附 則

この要領は，平成24年4月1日から施行する。